

学校ビオトープを活用した教育の「意義」の検討

Study on the Significance of Education in the School Biotope

清多 英羽

SETA Hideha

キーワード：学校ビオトープ，環境教育，教育哲学

Key words : school biotope, environmental education, philosophy of education

はじめに

本稿の目的は、学校ビオトープを活用した教育（以下、ビオトープ教育と略）がどのような正当性をもって学校教育の現場で実施されるべきか、その礎となる考え方の一端を提案することである。

日本においては1990年代から注目を浴びるようになった学校ビオトープであるが、その設置数は全国的に一定数の普及をみたのち、最近では横ばいの状態が続いている。20年以上の歴史がある、公益財団法人・日本生態系協会主催の「全国学校・園庭ビオトープコンクール」の応募団体数も大きな伸びを示していない。こうした停滞の要因として幾つかの事情が挙げられよう。例えば、学校ビオトープの存在が元々環境教育に熱心だった層にある程度浸透しきったためこれ以上の伸びを示さなくなったことや、ビオトープというある意味流行的な動きが一段落したことなどがあるだろう。要因がいずれであっても学校の教育現場におけるビオトープという用語の浸透度は途上にあるし、現状ではやはり一部の熱心な教員がほぼ個人の裁量・興味関心で賄っているにすぎない活動だといえる。

こうした見解に立てば、学校ビオトープ普及の現状は第二段階目のブーストが必要な時期だと考えられる。1990年代に環境教育の機運に乗かって新しい教育手法として登場したある種流行的な存在である学校ビオトープが、この先さらに普及に向かうのか、尻すぼみになっていくのかの転換期にあるように思われる。無論、環境教育のような新しい教育政策は、国による財源の確保や政治的方針によっていかようにも変貌することは例を挙げればきりがないところではある。したがって、この先に国策が方向づけられることによって、学校ビオトープの設置数が飛躍的に向上する可能性も否定はできないが、本稿では現状に基づいた提案というレベルで論じてみたい。

1 動機と課題

筆者はこれまでビオトープ教育の実践を行い、これらの実践を基にした研究を進めてきた。2016年には「こども環境管理士1級」の資格を取得し、その後教育実践の取り組みは高く評価され、前任校の青森中央短期大学においては2018年に「2017全国園庭・学校ビオトープコンクール」において全国で5つの学校にしか贈られない「ドイツ大使館賞」を受賞した。受賞理由は、教育者育成のビオトープを活用したモデルを提案したことである。またこれらに先立ち、地元の生態系を再現したビオトープをデザインし、大学の敷地にビオトープを新規に設置した。受賞はその後の運営を円滑に実行した結果である。

受賞理由である「教育者育成のビオトープを活用したモデルの提案」であるが、これは、現行の教員育成のための高等教育機関におけるカリキュラムがビオトープ教育やこれよりもさらに広い環境教育の指導者育成に対応しきれていない現実を念頭に置いている。例えば教職課程の再課程認定のどの学校段階であっても、環境教育の専門的な学習のための単位は必修化されていない（一部を除く）。一般に環境教育は学校の教育活動全体を通じて行うとされているが、その中核的なカリキュラムは学校現場において曖昧に位置づいている。

環境教育とはいわゆる複数の分野にまたがる境界領域である。それは理科の学びであり、生活、社会、国語、図画工作等の学びにもなりうるし、むしろならなければ学びが浅くなる。複数の教科にまたがっているという性質上、まとめの学習、統合的な学習が成立しにくい。そもそも「学校の教育活動全体を通じて」といういわば原則があるのであれば、道德教育のように「要」の時間を設定しなければ効果は著しく減衰するといわねばならない¹。環境教育の中核が仮に理科だったとしても、理科は環境教育だけを射程にとらえているわけではないし、学校ごとに理科の特色ある指導を行うことによって、その結果として環境教育の分野が手薄になるケースも十分に想定できよう²。

こうした事情から、前任校では教育課程の一部を変更する形で、ビオトープ教育の実施に適したカリキュラム編成を考案し、実行した。そして、教育課程外の活動として、サークル活動、ボランティア活動を組み込み、教育課程を補強する形に整えた³。これらの変更は多大な労力を要したが、その労力に比して成果が薄いように感じた。というのも、結局

¹ 戦後程なく導入された「道德の時間」は学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の要の時間とされた。特別の教科道德に発展した現在においてもその位置づけに変更はない。

² 清多英羽（2018）「学校ビオトープを活用した道德教育の構想と展開：保育者育成を目指した教育課程の環境教育的取り組み」（青森中央短期大学研究紀要 第31号）

³ 清多英羽（2019）「自然環境を活用できる保育者育成の必要性和その実践：学校ビオトープを中心とした活動の記録」（青森中央短期大学研究紀要 第32号）

のところ付け焼き刃のようなことをしたにすぎず、教科担当者が変われば齟齬が生じるし、学年が進行すれば学生の質から生じる様々な問題が起こるし、ともかく中核となる何ものがなければできないことがあるという懸念だけが生じるのみだった。

日本の学校教育においては、環境教育やビオトープ教育の重要性に関する認識はある程度成立しているとは思われるが、それは教育課程の中核を変更するまでには至っていない。世界的な環境問題の進行によって、二酸化炭素の排出量の規制やマイクロプラスチックの漂流などの具体的な問題が、この先学校教育のカリキュラムを更新させるインパクトをうむ可能性もあるが、こうした外部の付加的な要因を待たなければ現状に寄与できないというのも忸怩たるものがある。

筆者はこれまで、学校ビオトープの活動を通じて、多くの実践者とのかかわると同時に、発表の機会をいただけてきた。2017年には「むつ湾を守るフォーラム」（特定非営利活動法人 青森県環境パートナーシップセンター主催）において、パネル司会を務めた。環境保護に関する様々な人脈を作る機会となった。そこでは、環境に関する学びが境界領域にあることを一層強く自覚し、その後の活動のヒントになった。そして、2018年には国際シンポジウム「子どもたちに自然の力を」（公益財団法人日本生態系協会、日本ビオトープ管理士会主催）においてパネリストを務めた。この国際シンポジウムにおいてはドイツのザクセン州の官吏が招かれ、会場で発表セッションを行った。その詳細は、「幼稚園・保育所・認定こども園 子どもたちに“自然の力”を — 保育者養成校の現場から —」（『国際シンポジウム「幼稚園・保育所・認定こども園 子どもたちに“自然の力”を」講演録』日本生態系協会、2019）に収められている。

こうした経験や交流を通して、一つ気づいたことがある。ある専門家の方とお話ししていたときに、ビオトープの今後のさらなる全国的な普及が話題に上った。今後、ビオトープを活用した様々な活動が全国規模で盛り上がっていくためには、「売り」が必要だということだった。すなわち、それはビオトープ教育を行えばかくしかじかのこのようなメリットがあります、というようなことが言えればより普及が促進されるのではないかということであった。

なるほどビオトープ教育のメリットは様々にある。それは教育の目的に関する部分からも説明することができる。仮に、ビオトープ教育の目標や目的を「自然を大切にすること（子供の育成）」として設定すれば、この目標が達成される限りメリットは「自然を大切にすること」が養われることである。また、様々な実証科学のアンケート結果の分析から、ビオトープ教育のメリットを論じることもできる。具体的には、リラックス効果であったり、眼の休

息であったり、様々であろう。

ただ、その後、いわゆる「メリット」について考えていくうちに、引っかかるものを感じた。それは、メリットはあっさり変更される可能性を含んでいるという点である。先述の通り、環境教育のような新しい教育スタイルは政府の政策の影響を受けやすい。施策実施のための資金が投入されれば、灯油をつけたティッシュペーパーのように一瞬は燃え上がる。が、その後は言わずもがなである。この場合、メリットよりも、むしろ資金を使い切る方に労力が注がれることもしばしばであろうが、メリット自体にも深刻な影響がある。つまり、政治的なメッセージがこのメリットに含まれる可能性が極めて高いのである。

筆者は政治的なメッセージを含むこと自体に否定的な立場に立っているのではない。そうではなく、政治的なメッセージを含むメリットというのは、移ろいやすい性質をもつということがいいのである。なぜならば、政策が変われば資金の投入先も変更されるからである。この意味で、一過性のムーブメントに身をやつすことが十分にありうる。

もう一つ引っかけを感じたのは、メリットが意義と同列に捉えられているように思われたからだ。ここでは一旦、メリットはそのものもたらす良い点、そのものの作用による波及効果として、一方、意義とはそのもの自体に内在する良い部分と表現しておこう。前者は時代や流行の拘束を絶え間なく受け、常に何らかの更新を要求される。こうした手続きを踏まなければ、その母体となる活動はすぐに廃れてしまう。これに対して、後者は比較的時代性に拘束されにくく、不易の性質をもつ。

こうした観点に立てば、第二段階目のブーストとして必要なのは、強固なメリットと同時にビオトープ教育の「意義」を検討することだと思われる。すなわち、学校ビオトープの活用の意義を謳うその理屈や理論に力強さが欠けている。それはまさに、普及のための方策に思想的な根拠が欠けているからともいえよう。「なぜビオトープ教育を行うのか」「なぜビオトープを作るのか」という根本的な命題に関する哲学的な検討がなければ、ビオトープ教育のような教育活動を長期的な視野で維持していくのは大変厳しいといわざるをえない。

2 学校の教育目標との接続

公益財団法人・日本生態系協会によれば、「ビオトープ (Biotope) とは、生きもの (Bio) と場所 (Tope) から成る言葉で、地域の野生の生きものたちが生息・生育する空間」のことである⁴。協会によるこの定義は世間一般にはまだ浸透しきってはいない。個人が余暇を

⁴ <http://www.ecosys.or.jp/aboutus/explanation/index.html>

使って楽しむベランダビオトープのように、ベランダの空いたスペースに人工的に植栽を施し、水場を追加することをビオトープだと考えている人々も多い。実際には、ビオトープとは自然に形成された環境であれば、ほとんどどこでも該当する。池や沼がなく、小川が流れてなくても、ある自然環境をビオトープという括りで捉えることは可能である。だから、自然発生的な砂場もビオトープであり（人工的に作られた公園の砂場ではない）、空き地に自生している雑草群もビオトープである（外来種の存在はビオトープを異質なものに仕立て上げてしまうが）。

この点、ビオトープを活用した教育を実施している人々に関しては、ビオトープの定義を咀嚼した上でこの活動を維持しようと情熱を傾けている。彼らはそれぞれの教育理念や信条に基づいて、学校ビオトープのメリットを追い求めて、教育実践に身を投じている。ただし、公立学校においてビオトープ教育に取り組む場合、人事構造的にこれを一貫的に継続していくための大きな障害がある。それは、異動である。公立の学校教員に課せられる定期的な異動によって、例えば或る学校でビオトープに専心していてその中心的な役割を担っていた人物が他校に転出することが起こる。すると、残された優れた学校ビオトープは、別のスタッフを中心に存続が図られるが、うまいこと引き継ぎがなされない場合もあるし、一旦は無事に引き継がれたとしても水準を維持することが次第にできなくなっていく場合もある。前任者が後任者を育成するにしても、限度というものがある。なぜならば、教員の仕事はビオトープに特化されているわけではないからだ。とはいえここで問題なのは、何はさておきビオトープ教育を実施し続けるための「大義」がなければならないということである。

その物事の実行者が自分の成すことについて「大義」を自覚できていない場合、継続性という点で難を抱えこまなければならない。人が交代すれば、考え方、やり方も変わる。本来目指していたものの目指す先にズレが生じる。これが厄介だ。とはいうものの、学校ビオトープの運営でいえば、「大義」に相当する切り札がある。それは、学校の教育目標、私学でいえば建学の精神である。学校における全ての活動は学校の教育目標にぶら下がっている。教育課程や指導計画を作成する際に基礎づけや方向づけの役割をもち、逆にいえば、学校の教育目標を無視した活動はその活動を「教育」と呼ぶのに不適当になさしめてしまう。学校における様々な全体計画やその下位諸計画はこの点で学校の教育目標に依存している。だから、ビオトープ教育を行うのであれば、それは学校の教育目標との繋がりを入念に考慮し、ビオトープ教育を行うことへの正当性を程度の差こそあれ導き出さなければならない。

しかしながら、学校の教育目標等は直接的にビオトープ教育の実践を導くものとして使

い勝手の悪いものもある。これは当然であり、すなわちビオトープ教育を熱心に行う以前から学校の教育目標はずっと設定されてきていたから、そもそもが学校の教育目標自体がビオトープ教育の円滑な実施を念頭においていないこともあろう。とはいえ、学校の教育目標は細部に具体的でありすぎることはないので、様々な分野を包括する概念で目標を述べている場合がほとんどである。この意味で、学校の教育目標を何らかの仕方で解釈して、中間目標のようなものを作成し、これとビオトープ教育の接続を円滑に進めることは可能であるし、こうした取り組みをしている学校もある。

とすると、学校の教育目標から派生した中間目標からビオトープ教育の実施における正当性を導き出すことになるが、絶対的な目標と個人的解釈の介在した中間目標とが混在することによって、ビオトープ教育の正当性は格下げにならざるをえない。また、この中間目標の設定は人が変われば更新されることもあろうから、やはり継続性という点で難を抱え込むことになる。

こうした議論をすると、学校の教育目標や建学の精神からビオトープ教育の実施のための正当性を導きだす試みは、仮に成功したとしてもその持続力に問題があるということになってしまうが、これはビオトープ教育に限った話ではない。そもそも学校の教育目標や建学の精神は時代に合わせて様々な解釈が可能であるところが秀逸なのであって、学校の教育活動を一定の範囲に積極的に限定してしまうような目標は極めて扱いにくいといわざるをえない。

学校の教育目標に大義を求め、そこを土台に教育活動に専心することは、指導者の代替わりが生じても一定程度の効果は見込められると思われるし、こうした取り組みを行わないということがあれば、それは教育活動に対して不誠実な印象を与えてしまうだろう。

3 ドイツと日本における事情

ビオトープ *Biotope* という一般にはまだ耳馴染みのないこの言葉はドイツを起源とする。日本においてビオトープは、ドイツの生物学者ヘッケル (Ernst Heinrich Philipp August Haeckel, 1834-1919) を始祖と位置づけられていたが、近年これは正確な理解ではないことがわかっている⁵。時期的にも、ビオトープという用語が世に出される頃にヘッケルは活動していたが、ほぼ無関係とされている。この用語自体は、1907年に動物地理学者ダール (Karl Friedrich Theodor Dahl, 1856-1929) が造語したとされる。

1976年にドイツで制定された「連邦自然保護法」(Bundesnaturschutzgesetz) においては、

⁵ 佐藤恵子 (2015) 『ヘッケルと進化の夢』 工作舎, 301-306 頁

生態系や動植物の保護が謳われている。日本においてそれぞれ別系統で整備されている自然保護関係の諸法律に対して、ドイツではこの法律に一本化されている⁶。その中でビオトープは法律用語に位置づけられ⁷、これを機軸に自然環境の保護、保全、発展、復元が必要だとされてきた。

日本では法的な意味で公式にビオトープという用語に関する確定的な用法があるわけではないが、一般にはおおそ自然な状態で動植物が繁栄する場所の意味合いで使われることが多い。1990年代以降、都市部を中心に環境教育の教材として注目を集め、日本生態系協会の精力的な普及活動によって、その後、全国的な規模へと普及しつつある。ただし、ビオトープという用語の創始者についての誤解が示しているように、外来の流行の教育方法の一つとして受容されつつあり、厳密に科学的、学問的に理解する次元にまで至っていない現実があるだろう。

現在ドイツのザクセン州では自然を活用したビオトープにおける教育実践が盛んに行われている。また、全国的なビオトープのコンクールも催されている⁸。ドイツ人たちが法律整備を含め主体的に環境保育においてビオトープを受容してきた後を追うように、日本でもこうした取り組みが行われるようになってきた。このように大筋を整理してみると、日本とドイツとで同じ向きに方向付けられているように錯覚するかもしれないが、話は決して単純ではない。むしろ、見かけの上で同じように見えてしまうところに根本的な問題が潜んでいる。日本ではそもそも明治期以降に流入してきた「教育」そのものが外来であり、西洋人が慣れ親しんできた教育といういわば文化の外皮だけが輸入され、形式だけが先行して受容されてきた。ここでは、海外の教育手法をそのまま日本の教育現場に持ちこむようなケースが散見される。これは現在に始まったことでもなく、例えば明治・大正期に「幼稚園臭い」と、当時希少だった幼稚園に通っていた子供を揶揄する表現があった。これは、園児が特有の行動特性を示す、すなわち挨拶の仕方や遊び方に関する従来との比較から生じた抵抗感である。なぜ、幼児が自主性、主体性、自由を基調とした保育・教育を

⁶ 北山雅昭「ドイツ連邦共和国における自然保護法制（1）」（『比較法学』25号（2）、早稲田大学、5頁）

⁷ 「ビオトープ Biotop」という概念は、1976年には登場しておらず、86年の改正によって初めて使用された。例えば、第2条2項10号は76年法では「野生の動植物は自然システムの一部として保護され育成されなければならない」と規定されていたのが、86年法では「野生の動植物及びその群衆は、自然システムの一部として歴史的に成長してきた、自然の持つ種の多様性に富む形で保護されねばならない。それらの生息場所及び生息領域（Biotop）、並びにそのほかの生息諸条件は、保護され、育成され、発展され、回復されなければならない」と改正されている。」北山雅昭「ドイツ連邦共和国における自然保護法制（1）」（『比較法学』25号（2）、早稲田大学、5頁）

⁸ Freistaat SACHSEN（2018）‘Bildungsraum Garten – Naturnahe Außerräume in Kindertageseinrichtungen und Kindertagespflege’

必要とするのか、西洋教育思想史上の「保育・教育の文脈」を知らなければ、「幼稚園臭い」と一刀両断されてしまうことは免れない。背景を失った文化は糸の切れた凧のようなものだ。運が良ければ空で泳ぎ続けるが、いずれは失速、落下する定めである。例えば、フレールは幼児の神性を引き出すための手段として保育・教育を提案しているが、これは20世紀に入ってからは「神性」の部分が捨象され、言葉が置き換えられ「自発性」「主体性」とされている。幼児の自発性を尊重するのは、19世紀の伝統的なキリスト教的規範に基づいていると言わねばならない。しかしながら、日本人はこのことがキリスト教由来であるなどとは露ほども考えず、徐々に、大胆に受容するようになっていった。

一般にピオトープ教育に関する研究は実践報告が主である。これは日本におけるピオトープ教育が実践ありきで進んできたことを物語っている。日本人が外面的な要素を抽出して受容するという明治期以降の教育観を引きずっている以上、ピオトープ教育に関する原理的な基礎づけも現状では疎かになっていると言わざるをえない。教育にしても、その特殊形であるピオトープ教育にしても、いずれも外来であることに変わりはない。外来であるということは、それが生み出された思想的な背景を削ぎ落として形式だけ受け取っているかもしれないという危険性を常にはらまざるをえない。ピオトープ教育に関する様々な教育実践及び諸研究の大半は、この危険性と常に真正面から向き合うべきだと考える。

先行するドイツの状況とは異なり、日本においてはピオトープを国民の間に広く普及させる営みが遅れている。普及してこない学術的な背景には、普及のための方略を「見返り」に求めている点にある。すなわち現状では、ピオトープ教育を行うとどのような利点が児童生徒にあるかという観点から普及を推進しようとしている。たいていの場合、その利点とは「自然と触れ合うことによる良い成長・発達」であったり、「ストレス社会からの解放」であったりする。しかしながら、これらはピオトープ教育を施した結果としての利点であり、ピオトープ教育の実施上の必然的な根拠とはいえない。そもそもこれらの利点は時代や社会によって様々な変貌を遂げる玉虫色の根拠にすぎない。こうした相対的な「見返り」を土台にしてピオトープ教育を実施するのではなく、絶対的な根拠、すなわち思想史的な立場から導き出された、ピオトープ教育を行うべき必然性を本研究では教育哲学の立場から提示する必要性を強く要求するものである。

4 学校ピオトープを活用した教育への根本的な問い

ここで改めて強調しておく、「なぜピオトープ教育を行うのか」を論じること自体が重要である。そして、この命題はさらに二つの問いを含んでいる。それらは、「ピオトープ教育とは何なのか」という存在論的な問いと「ピオトープ教育によって何がなされるの

か」という行為論的な問いである。ビオトープ教育が何ものか明らかになれば、おのずと何をすべきかが明らかになる。ビオトープ教育に関するこうした学術的アプローチは、ビオトープ教育の意義を論じる上で欠かせない。しかしながら、これはこれまで覆い隠されてきた問いだともいえる。あまりにも自明な問いが白日に晒されないままにしていることは往々にしてある。だからといって放置しておけば、取り返しのつかない病巣に成長してしまうことすらあるかもしれない。

ビオトープ教育における存在論的な問いは、これまでのビオトープにおける諸々の教育実践及び実践を機軸とした様々なビオトープに関連する国内の諸研究に欠けていた視点である。ビオトープにおける教育実践が日本において取り入れられるようになっておよそ30年であるが、この時間の経過によって初めて見いだされるようになった視点でもある。というのも、この問い、「なぜビオトープ教育を行うのか」はあまりにも自明すぎて、誰もこれを改めて問い直そうとしなかったからである。ビオトープ教育におけるこうした自明的な問いは、その回答を求めようとすれば、これが容易い作業でないことに気づかされる。この難解な問いは、ビオトープをめぐる現代までの歴史の流れを踏まえ、同時にビオトープ教育だけでなく環境教育全般の一連の歴史的な潮流を押さえることによって初めて回答の準備が可能になる。

したがって、今後筆者は学校ビオトープを活用した教育の依拠する思想史的根拠を明らかにし、学校教育におけるビオトープ教育のより一層の普及のためにその基礎を築くことを目指すものである。その際、これら研究の向かう先には理論と実践の融合が目指されている。「なぜビオトープ教育を行うのか」が論理的に説明され、その思想史的な根拠が明示されれば、これを基盤にしてビオトープ教育がより有機的に実践される。土台の曖昧な状態で実践を余儀なくされてきたビオトープ教育の実践者たちは、自己の行う教育の正当性を認識し、仮に壁にぶち当たったとしても出発点としての根拠に再帰的に触れあうことが可能である。現状では、ビオトープ教育の実践中にある種の迷いが生じたところで、戻るべき場所、すなわち出発点となる土台（=大儀）がない。そこにあるのは「利点」にすぎない。

特に、西洋教育思想史の文脈の中に、ビオトープ教育の存在論的問いへの根拠が潜んでいると確信している。近代教育思想の牽引役を果たしていたドイツにおいてビオトープが盛んであるということも重要な要因である。明治期に日本に導入された学校教育制度は西欧から輸入された経緯がある。その際、日本人は、制度だけでなく教育思想も同時に輸入しようとしたが、思想に関しては制度以上に形式的な面だけを受容してしまった。この意味で、近代日本の黎明期に学校教育を動かしていた思想は借り物にすぎなかった。だから、

なぜ教育をするのかという教育哲学的な問いに対して、現在の日本人は確信的な答えを持ちえない。これと同じことがビオトープ教育においても起きている。つまり、外来の教育方法を盲目的に受容しているだけで、日本人としての文脈にこれを受け入れてその根本から検討しきれていない。だからこそ、原点に立ち戻って、ビオトープ教育の歴史的背景をもとに思想史的な根拠を探しだし、その歴史的な文脈を発見することがまさに創造的な仕事だと考える。

おわりに

さて、本稿では学校ビオトープを活用した教育の依拠する思想史的根拠を明らかにすることの合理性について論じてきた。今後の研究の進め方としては以下の作業が必要になる。(1) ビオトープ教育や環境教育の歴史を整理すること、(2) 近代から現代に至るビオトープ教育の歴史的な文脈を発見すること、(3) ビオトープ教育の立脚すべき思想的根拠を明らかにすること、の3点である。この3点は有機的に関連しており、この総体をもってビオトープ教育の意義について説明することが可能になろう。

(1) ビオトープ教育や環境教育の歴史を整理すること

環境教育という用語が定着した1970年代(レイチェル・カーソン等)から、ビオトープに着手し始める1990年代を経て、現在までの歴史的な流れを検討・整理する。ここを皮切りに、環境教育やビオトープ教育の原点ともいえるべき近代以降の豊富なテキストを対象にして、その潮流を明らかにする。そのために、ドイツを中心とした教育思想家の文献を研究し、戦後の日本の学校教育制度との接合性を詳細に調査する。

(2) 近代から現代に至るビオトープ教育の歴史的な文脈を発見すること

(1)の研究を土台にして、これまで埋もれてきたビオトープ教育の文脈を発見する。なぜビオトープ教育が必要とされるようになってきたのかを顕在的にすることによって、これまで自覚できなかったビオトープ教育の必然性を浮き彫りにすることができる。また、ビオトープ教育の歴史的な文脈を明らかにすることによって、ビオトープ教育の実践者にとって確固たる立脚点を提供することができる。

(3) ビオトープ教育の立脚すべき思想的根拠を明らかにすること

(1)と(2)の研究を基にして、日本におけるビオトープ教育の受容の経緯や過程を明らかにする。ある種の流行によって生じたビオトープ教育の動きが、全国的に広がっていっ

た様子を素描し、そこに隠されている問題点を核心的に指摘する。そして、現状でビオトープ教育の立脚すべき思想的根拠について教育哲学の立場から提案する。

ビオトープ教育の実践を理論的に支えるような研究を通じて、「なぜビオトープ教育をするのか」に真正面から答えることが、ひいては今後の学校ビオトープの普及に大きく貢献することと確信している。どのような特殊な教育領域であっても、その意義が利点によって巧妙に隠されているならば、その蒙を取り去ることが理論研究の醍醐味だと言わねばならない。

参考文献

- ・日本生態系協会、ヨーロッパ環境政策研究所（1995）『エコロジカル・ネットワーク—環境軸は国境を越えて』
- ・日本生態系協会（2001）『環境教育がわかる事典—世界のうごき・日本のうごき』
- ・北山雅昭（1992）「ドイツ連邦共和国における自然保護法制（1）」『比較法学』25号（2）、早稲田大学
- ・日本生態系協会（1998）『環境を守る最新知識 ビオトープネットワーク—自然生態系のしくみとその守り方』
- ・日本ビオトープ協会（2019）『事例で学ぶ ビオトープづくりの心と技：人と自然がともに生きる場所』NPO 法人日本ビオトープ協会
- ・森まゆみ（2016）『環境と経済がまわる、森の国ドイツ』晶文社
- ・小杉山晃一（2009）『ビオトープブッカー—生物多様性保全の科学と政策』学報社
- ・Freistaat Sachsen（2018）“Bildungsraum Garten – Naturnahe Außenräume in Kindertageseinrichtungen und Kindertagespflege”, STAATSMINISTERIUM FÜR KULTUS
- ・ヨーゼフ・ブラープ（1997）『ビオトープの基礎知識』財団法人日本生態系協会